

## 第34回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年4月14日（金）午前9時30分から10時40分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（23人）

1番	林	敏文
2番	河村	明
3番	熊野	茂公
4番	埤田	定
5番	林	清市
6番	繁本	武紀
7番	神田	公司
8番	大嶋	順子
9番	上野	政之
10番	城	俊治
11番	中邑	照司
13番	田村	浩昭
14番	西岡	宏道
15番	久保田	等
16番	小田	博
17番	宮内	昭寿
18番	松浦	信行
19番	藤本	準一
20番	藤井	訓志
21番	弘田	靖
23番	山本	忠男
24番	吉原	則行
25番	田村	耕一（会長）

4 欠席委員（1人）

12番 杉尾 正

## 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく  
農用地利用集積計画の承認について

議案 第4号 農地法施行細則第6条事業計画変更承認申請に対する  
承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告 第3号 非農地証明について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

事務局

定刻になりましたので、只今から第34回光市農業委員会総会を開会します。議事に入る前に定年退職および4月1日付人事異動により、光市経済部職員に異動がありました。移動のありました方からごあいさついただきます。

はじめに、3月31日をもって経済部次長兼水産林業課長として退職され、4月1日に経済部次長に着任されました藤井様よりお願いいたします。

(経済部次長あいさつ)

ありがとうございました。次に4月1日に、水産林業課長に着任されました弥益様よりお願いいたします。

(水産林業地課長あいさつ)

ここで、経済部次長は退席させていただきます。

次に、4月1日に農業委員会事務局農地係長に着任しました森重係長に挨拶をさせます。

(農地係長あいさつ)

ありがとうございました。次に、4月1日に教育委員会教育総務課へ異動になりました川村係長につきましては、他の公務のため、本日は欠席でございます。

続きまして、平成29年度の光市農業関係予算の概要についてご説明をいただきたいと思っております。

(経済部農業耕地課、水産林業課より平成29年度光市農業関係予算の概要説明。)

ここで、経済部関係者は退席させていただきます。

(経済部関係者退席)

議長

それでは只今から第34回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、12番 杉尾 正 委員より欠席の連絡がありまし

たので御報告いたします。

本日の出席委員は23名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

議長 それでは、本日の議事録署名委員は、20番 藤井 訓志 委員、21番 弘田 靖 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。それでは議事に入ります。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局 それでは総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は1件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字光井地内にある2筆で、地目は田、面積は合計で420㎡の自作地です。譲渡の事由ですが、譲渡人からの譲りたいとの申し出によるもので、譲受人としては、耕作地の拡大、農業経営の向上を図ることができると考えた結果、売買による所有権の移転を行うこととなったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所有、耕作している農地から近距離であり、自宅からも数メートルと利便性が高く、又、農機具の確保の状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用

はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人及び世帯員等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の藤本 準一 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 藤本委員、補足説明がありましたらお願いします。

19番 特にございませぬ。

議長 これより質疑に入ります。何かございませぬか。

(異議なしの声)

事務局 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 つづきまして議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

議案の1ページをご覧ください。今月の申請は1件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。  
別紙「位置図」、第5条の番号1をお開きください。  
議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は、売買による農地の所有権の移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者は、譲渡人は光井の方で、譲受人は中島田の方です。また、申請のあった土地は、大字光井地内にある2筆で、光市役所から北東約2,400mに位置し、付近は別紙「位置図」のとおりです。地目は田、面積は合計で505㎡の自作地です。ここを転用し、農家用住宅を建築したいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

まず「農地の区分」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていないおおむね10ヘクタール未満の小団地の農地であり、第1種にも第3種にも該当しない農地であるため「第2種農地」と考えます。

また、「転用の目的」も農家用住宅ということであり、他に目的を達成できる土地がないとのことで適当と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、自己資金及び農協からの融資を利用するとのことです。通帳残高、融資内定通知書により資力は十分にあることは確認しておりますので、適当であると考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後から2年以内に完了する計画となっており、確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、市街化調整区域内であるため、面積に関係なく開発許可の対象となる案件となりますが、農家用住宅であり、都市計画法第29条第2号に該当し開発許可は不要であることを市開発指導所管課に確認済みでございます。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、該当しないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、

被害防除計画書の内容等から判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の藤本 準一 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 藤本委員、補足説明がありましたらお願いします。

19番 特にございませぬ。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、平成29年3月31日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

今回は、新規の計画が17件、32筆で面積は48,120㎡、更新が17件、32筆で面積は41,475㎡、新規、更新の合計は34件、64筆で合計面積は89,595㎡となっております。

うち、農地中間管理事業分については、借受農用地リストで示されているとおり、7件、13筆で合計面積24,480㎡が対象であり、また、農用地利用配分計画の予定としては、合同会社が1法人、農事組合法人が1法人となっております。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

説明につきましては以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました

事務局

続きまして議案第 4 号「農地法施行細則第 6 条事業計画変更承認申請に対する承認について」です。議案の 2 ページをご覧ください。

今月の申請は 1 件でございます。

では番号 1 番をご説明いたします。別紙「位置図」の最後に添付しております、施設の概要の変更前後の図面も併せてご覧ください。

この事案は、平成 28 年 7 月 28 日付けで大字小周防地内にある申請地に自己用住宅を建築する計画で、農地法第 5 条の転用許可を受けております。

この事案につきましては、汚水排水経路並びに放流先が変更されたため、事業計画変更承認申請が提出されたものです。転用に係る計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障等、許可基準に基づく判断は変更ございませんので、特に問題ないものと考えております。

変更前の許可内容については、資料の(変更前)に記載しているとおりでございます。また、今回の変更内容については、下の段の(変更後)に記載しておりますとおりでございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の久保田 等 委員に調査を



お願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。  
以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 久保田委員、補足説明がありましたらお願いします。

15番 補足は特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。  
議案第4号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は  
挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号の1番は原案のとおり決定いたしました。  
次に報告事項に入ります。

事務局 続きまして報告事項ですが、議案の3ページをご覧ください。

まず、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」  
です。

届出の件数は、2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局  
長専決により受理いたしました。

次に、報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」です。

これは「山口地方法務局 周南支局」からの照会によるもので、該当  
する土地の現況についての調査です。

照会の件数は1件で、内容については記載のとおりでございます。

現地調査は、地区担当委員のほか2名の委員と、事務局1名による現  
地確認を行い、記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第3号「非農地証明について」です。

証明願の件数は1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

事務局 1 名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

以上、ご報告いたします。

議長

只今の報告第 1 号から 3 号について、質問、意見等がございましたら  
お願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第 3 4 回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成 2 9 年 4 月 1 4 日開催の第 3 4 回光市農業委員会総会の  
議事録である。

平成 2 9 年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印